

高等教育の修学支援新制度(給付奨学金と授業料等減免)の学業等に係る基準について

2020年4月から始まった高等教育の修学支援新制度(給付奨学金と授業料等減免)の申請を行った方について、これから支援対象者の基準(家計に係る基準と学業等に係る基準)に該当するかどうかの判定が行われ、後日、認定結果が通知されます。

学業等に係る基準は以下のとおりです。基準に記載の「学修計画書」の提出を別途求める場合があります。

また、認定後も毎年度末、学業成績や意欲についての確認(適格認定)が行われます。それぞれが継続して日々の学修に取り組むようにしてください。

【学業等に係る基準について】

(申込基準)

◆入学後1年を経過していない者(編入学等の場合を除く)◆

次の①～③のいずれかに該当すること。

- ① 高校等の評定平均値が3.5以上であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ② 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ③ 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

◆入学後1年以上を経過した者(編入学等の場合を含む)◆

前年度末までの学業成績が次のア又はイのいずれかに該当すること。ただし、下記ア又はイに該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準における「廃止」区分に該当する場合は、支援の対象とはならない。※1 標準単位数=(卒業必要単位数/修業年限)×対象者の在学年数

- ア. 在学する大学等における学業成績について、GPAが上位2分の1以上であること
- イ. 次の(A)及び(B)のいずれにも該当すること
 - (A) 累積修得単位数が標準単位数※1以上であること
 - (B) 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

(学修計画書(様式:別紙参照)による学修意欲等の確認について)

入学後1年を経過していない者については上記①または②、入学後1年以上を経過した者についてはアに該当しない場合、学修計画書の提出を求めます。学修計画書は、以下の①～③の項目についてそれぞれ200～400文字程度で記述してください。詳細については、「学修計画書について」に記載していますので、内容を確認し学修意欲を自身の言葉で表現してください。

- ① 学修の目的(将来の展望を含む。)
- ② 学修の計画(上記①の学修の目的を踏まえ、これまでに何を学び、今後、何をどのように学びたいか等が自身の言葉で述べられているか)
- ③ 学修継続の意志(卒業まで学修を全うしようとする意志があるか等)

※提出期限は厳守してください。学修意欲を確認するものですので期限までに提出がない場合において、大学から督促することはありませんのでご注意ください。